



長野県県民芸術祭2018参加
第58回（平成30年度）長野県吹奏楽コンクール
大学の部，職場・一般の部 長野県大会 開催要項

1. 名称 長野県県民芸術祭2018参加
第58回（平成30年度）長野県吹奏楽コンクール 「大学の部」「職場・一般の部」 長野県大会
2. 主催 長野県，長野県教育委員会，長野県吹奏楽連盟，朝日新聞社
3. 後援 岡谷市（申請中），岡谷市教育委員会（申請中）
4. 主管 長野県大学職場一般吹奏楽連盟
5. 日時 平成30年7月22日（日） 10時30分開始予定 ※出場団体数により変更になります
6. 会場 岡谷市文化会館（カノラホール）
〒394-0029 岡谷市幸町8番1号 TEL：0266-24-1300 FAX：0266-24-1412
7. 審査員 金山 徹（作・編曲家）／黒尾文恵（クラリネット奏者）／澤田真人（トランペット奏者）／
中根幹太（バス・トロンボーン奏者）／広田智之（オーボエ奏者）
8. 参加費用
 - 1) 参加費
 - ① 大学の部 出場者1名につき 1,500円（出場者には指揮者は含まない）
 - ② 職場・一般の部 出場者1名につき 2,000円（出場者には指揮者は含まない）
 - 2) 音楽著作物使用料
1団体につき 1,300円
9. 申し込み期限
 - 1) 参加申し込み 平成30年6月18日（月） 21:00
 - 2) 参加費用納入 平成30年6月18日（月）
10. 手続方法
 - 1) 参加申し込み
インターネットによる長野県吹奏楽連盟ホームページからの申し込みしか受け付けておりません。
 - ① 長野県吹奏楽連盟ホームページ (<http://www.ajba.or.jp/nagano/>) を開く。
 - ② 「長野県吹奏楽連盟各種申込フォーム」を選択する。
 - ③ 出場大会より「吹奏楽コンクール 大学職場一般の部 長野県大会」を選択する。
 - ④ パスワードを入力する。パスワードは *****です。
 - ⑤ 指定事項を入力する。
 - * 申し込みの際、指定されている項目はすべて入力してください。
 - * 指定事項が正常に記入された場合、申し込みアドレスに確認メールが自動返送されます。
 - * 申込者へ自動返送されるメールは同時に事務局へも送信されますので、事務局ではそのメールにより申込内容を確認いたします。

* 申し込みアドレスは、本大会に関する連盟からの連絡事項や問い合わせ事項をお送りする連絡先メールアドレスとなりますので、責任を持って管理することができるメールアドレスを指定して下さい。

⑥ 申込書記載の参加人員が長野県大学職場一般吹奏楽連盟規約第8条に基づき報告している団体活動人員数を上回る場合は、申込手続き後すみやかに同規約第33条第4項に定める手続き（長野県大学職場一般吹奏楽連盟事務局への登録事項変更届の提出と増となる団体活動人員数分の会費（一人あたり2,000円）の納入）を行って下さい。

⑦ 申込手続き後に記載事項の訂正がある場合、又は変更が生じた場合は、必ず事務局（ホームページ管理受託者ではなく長野県大学職場一般吹奏楽連盟の事務局長）へ連絡（できる限りFAX、Eメールを利用して下さい）のうえ、その指示により手続きを行って下さい。

⑧ 事務局で申込内容を審査し、疑義がなければ申込書は受理となります。

申込書に疑義がある場合及び上記⑥に該当する場合は事務局から連絡先アドレスに疑義を問い合わせます。

申込書はその疑義の処理が済み次第受理となります。

2) 参加費用の納入

① 参加費用（参加費、音楽著作物使用料）は郵便振込で納入していただきます。

払込先口座番号：00590-5-48913 加入者名：長野県大学職場一般吹奏楽連盟

② 振込手数料加入者負担の振込用紙（赤枠用紙）を事務局に用意してありますので、参加費用納入期日に間に合うよう事前に事務局へ連絡して（できる限りFAX、Eメールを利用して下さい）取り寄せて下さい。

事務局：〒399-0034 松本市野溝東1丁目8番11号

長野県大学職場一般吹奏楽連盟 事務局長 加藤慎一

TEL&FAX 0263-28-5793 E-mail kato@matsumoto.ne.jp

③ 振込用紙送付時に同封する「払込取扱票の記載方法について」を参照して、郵便振替払込用紙「払込取扱票」（左側）の通信欄に以下の事項を必ず記載してください。

- ・部 門 名：「大学」または「職場・一般」のどちらかを○で囲む
- ・団 体 名：参加する団体名（連盟に登録している団体名）
- ・代 表 者 氏 名：○○○○ ……参加団体の代表者氏名
- ・納 入 金 額：

（大 学） 1,300円(音楽著作物使用料)+○○人×1,500円=○○○○円

（職場・一般） 1,300円(音楽著作物使用料)+○○人×2,000円=○○○○円

④ 自由演奏部門への参加については、別の振込用紙で納入してください。

11. 課題曲

課題曲は全日本吹奏楽コンクールで指定されている次の5曲の中から1曲を選ぶ。

2018年度全日本吹奏楽コンクール課題曲

- | | | |
|------|------------------------------|-------------|
| 課題曲Ⅰ | 古き森の戦記スケルツェンド（第28回朝日作曲賞受賞作品） | 塩見 康史（約4分半） |
| 課題曲Ⅱ | マーチ・ワンダフル・ヴォヤージュ | 一ノ瀬 季生（約3分） |
| 課題曲Ⅲ | 吹奏楽のための「ワルツ」 | 高 昌帥（約4分） |

課題曲Ⅳ コンサート・マーチ「虹色の未来へ」

郷間 幹男 (約3分)

課題曲Ⅴ エレウシスの祭儀 (第10回全日本吹奏楽連盟作曲コンクール第1位作品)

咲間 貴裕 (約4分半)

12. 留意事項

- 1) 以下の場合は申し込みを無効とします。
 - ① 長野県大学職場一般吹奏楽連盟の非会員の団体
 - ② 申込期限を過ぎてから参加申し込みがあった団体
 - ③ 納入期限までに参加費用の納入がなかった団体
- 2) 納入された参加費用は理由の如何に関わらず返還いたしません。
- 3) 個人情報に関して以下のとおり取り扱います。
 - ① 団体名、指揮者氏名をプログラムに掲載します。
 - ② 長野県吹奏楽連盟と業務を契約している写真録音委託業者へは各団体の情報(団体名、代表者氏名、連絡先住所、連絡先担当者氏名)を提供します。
 - ③ 傷害保険加入のため参加者の個人に関する情報(氏名、性別)を契約する保険代理店へ提供します。
 - ④ 各参加団体に関する情報及び参加者個人に関する情報は写真録音業者による注文販売業務及び傷害保険事務処理等のコンクール運営上必要な場合以外には一切使用しません。
- 4) 規定
 - ① 本大会は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール実施・審査規定」に従います。
 - ② 本大会の大会当日の運営は「長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール大会運営細則」に従います。
- 5) 著作権の取り扱い
 - ① 音楽著作物利用許諾手続きは主催者が行います。
 - ② 音楽著作物使用料は各参加団体の負担とします。
 - ③ 編曲の許諾が必要な場合は各団体で手続きを済ませてから参加申込を行ってください。
 - ④ 音楽著作物利用の公正化及び責任所在の公明化を図るためプログラムへ作曲者名、編曲者名、出版社名を明記するので、参加申込書の所定欄に必ず記入してください。
 - ⑤ 著作権法を遵守するとともに、著作権について不明な点がある場合は著作権所有者(作曲者・編曲者・出版社)等へ問い合わせ、適正な対応を図ってください。
- 6) その他
 - ① 参加申し込み受付完了後、各出場団体宛に出場者名簿、ステージ配置表の提出を依頼しますので、通知に従って対応してください。
 - ② 参加申し込み受付完了後、ピアノ使用団体宛てに「ピアノ使用経費負担金」を請求しますので、コンクール当日に支払ってください。
 - ③ 本大会は連盟役員と各出場団体から選出をいただく委員で構成するコンクール実行委員会が大会を運営します。
 - ④ 各出場団体から選出をいただく実行委員は、部門ごとのエントリー単位で選出をいただきます。後日通知する規定数の実行委員を選出いただけない場合は大会へ出場することができませんのでご留意下さい。

- ⑤ コンクール当日日程及び出演順の決定後、各出場団体宛に進行表、諸連絡事項、コンクール実行委員の選出人数指定通知、職務分担表並びに大会運営職務マニュアルを送付します。
- ⑥ コンクール当日は時間厳守に心掛け、常に舞台進行状況を把握してタイムスケジュールの変更に臨機応変に対応できる体制を確保して下さい。また、ステージ上のセットアップは参加者が自主的に行って下さい。
- ⑦ コンクールでは審査結果のみを追求せず、より良い音楽づくりのための研修の場に、また出場団体相互の交流の場になるよう、良識ある姿勢で参加して下さい。
- ⑧ コンクールへの参加資格等に関して後日不正が明らかになった場合は、すべて該当する団体が責任を負うものとします。
- ⑨ 東海吹奏楽コンクールの日程は下記のとおりです。

第73回東海吹奏楽コンクール 大学の部／職場・一般の部

期日：平成30年9月2日（日）

会場：三重県文化会館〔三重県〕

【参考】

長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール大会運営細則

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管として開催する長野県吹奏楽コンクール（以下、「コンクール」という。）の大会運営はこの細則の定めるところによる。
- 2 コンクールの大会運営は当連盟規約第31条に規定する実行委員会を組織してこれにあたる。
- 3 コンクール参加申し込み団体（以下、「団体」という）は実行委員を選出するものとし、連盟役員とともに実行委員会を構成する。
団体から選出する実行委員の数は当連盟理事会がその都度定めて通知する。
- 4 団体は、団体が選出する実行委員に関して事務局長が求める報告事項を、指定された期日までに届け出なければならない。
- 5 団体から届け出のあった実行委員が事故等により運営に携わることができない場合は、団体の責任においてその代理者を充てなければならない。
- 6 定められた数の実行委員を選出しない団体については、コンクールへの参加を認めない。
- 7 実行委員の担当業務、担当時間及び業務マニュアルは、当連盟事務局長がその都度定める。
なお、実行委員の担当業務及び担当時間は団体の演奏順が決定した後定める。
- 8 実行委員の担当業務、業務担当時間及び業務マニュアルは、あらかじめ事務局長が実行委員長及び各委員へ通知及び送付するものとし、団体が選出した実行委員へは団体の長を通じて通知及び送付する。
- 9 団体から選出された実行委員には長野県大学職場一般吹奏楽連盟会計細則に定める交通費及び宿泊費は支給しない。
- 10 この細則に定めのない細目については当連盟理事長の判断に従うものとする。

附則 この細則は、平成23年4月17日に制定し、平成23年4月24日から施行する。

長野県大学職場一般吹奏楽連盟吹奏楽コンクール実施・審査規定

改定 (平成 8 年 4 月 19 日)
(平成 12 年 4 月 23 日)
(平成 14 年 6 月 23 日)
(平成 22 年 5 月 27 日)
最終改定 (平成 23 年 5 月 28 日)

[1] 総則

1. この規定は長野県吹奏楽連盟が主催する長野県吹奏楽コンクール（以下、「コンクール県大会」という。）の部門のうち長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が主管する「大学の部」及び「職場・一般の部」（以下、2つの部門を総括して「本部門」という。）の実施及び審査に関して必要な事項を定めたものである。
2. コンクール県大会本部門は当連盟の正会員の団体が応募して参加し、毎年7月ないし8月に実施する。
3. 実施会場及び日時は当連盟理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。

[2] 実施部門及び人員

1. 実施部門を次のとおりとし、参加団体は所属する部門に出場するものとする。
 - ① 大学の部
 - ② 職場・一般の部
2. 各部門の参加人員は次のとおりとする。なお、指揮者はこの人員には含まれない。
 - ① 大学の部 55名以内
 - ② 職場・一般の部 65名以内
3. 上部大会（東海吹奏楽コンクール、全日本吹奏楽コンクール）ではコンクール県大会の参加人員を超えて演奏することはできない。

[3] 参加資格

1. 各部門における演奏者の参加資格要件は次のとおりとする。
 - ① 大学の部
同一の大学、短期大学又は高等専門学校に在籍している学生とする。
 - ② 職場・一般の部
当該団体の構成員とする。ただし、職業音楽家の参加は認めない。
2. 同一奏者が全日本吹奏楽コンクールの予選に出場する二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
3. 指揮者の資格は特に制限しない。

[4] 演奏

1. 課題曲・自由曲は同一人員で演奏し、かつ同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし楽器の持ち換えは認める。
2. 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。
3. 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
4. 参加団体は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
5. 課題曲について次のとおりとする。
 - ① その年度ごとに全日本吹奏楽連盟で指定する課題曲の中から1曲を選んで演奏するものとする。
 - ② 課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。
 - ③ スコアに指定された楽器が無い場合はスコアに指定されている楽器に限り代替演奏を認める。

6. 自由曲について次のとおりとする。
 - ① 組曲も1曲とみなす。
 - ② 自由曲の編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認める。
 - ③ その年度ごとに指定されている課題曲を自由曲として演奏することはできない。
 - ④ 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで大会に参加することは認めない。
7. 演奏時間について次のとおりとする。
 - ① 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。
 - ② 演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までをいう。
 - ③ 規定の演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
8. 出演順について次のとおりとする。
 - ① 部門演奏順序及び出演順序は理事会が決定する。
 - ② 出演順決定後はやむを得ないものと認められる場合を除き出演順を変更しない。
9. ステージへの機材持ち込みについて次のとおりとする。
 - ① ステージにハーブやコントラバス等の台・反響板を持ち込むことはできない。
 - ② サイレントベース（コントラバスにマイクをつけたもの）、オルガン、ハーブシコード、アコーディオン、電子楽器を使用することはできない。

[5] 審査

1. 審査の実施及び審査員の選出は次のとおりとする。
 - ① 審査は審査員5名からなる審査委員会が行う。
 - ② 審査員は県内外の専門家、有識者の中から選出し、当連盟理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。
 - ③ 審査委員会の互選により審査委員長を選出し、審査委員長が審査委員会を統括する。
2. 審査員は次の観点により審査を行う。

A 音と音質	音色、音のコントロール、音のブレンド
B イントネーション	音程、フレージング
C テクニック	アインザッツ、リズム、発音、正確さ、個々の技術
D バランス	主旋律、対旋律、伴奏、ハーモニー、音量
E 楽曲解釈	テンポ、ダイナミックス、感銘度、きめの細かさ、奏者の理解度
3. 審査の評価は次のとおりとする。
 - ① 審査は「課題曲」及び「自由曲」についての段階評価によるものとし、各審査員が「課題曲」と「自由曲」について各々1～10の10段階で評価を行う。
 - ② 審査員は[5]2.に規定する審査の観点を踏まえて各団体の演奏について独自の基準で評価するものとし、その結果を審査カードに記入する。併せて各団体の審査講評を審査カードに記述する。
4. 審査結果の処理は理事長が指名した者が行う。
5. 審査員が評価した「課題曲」及び「自由曲」の段階評価は、審査員1名につき20点、審査委員会として100点を上限とする「評定点」として集計し、団体ごとに以下の基準により「金賞」、「銀賞」、「銅賞」の賞を付与する。

金賞	80点以上
銀賞	50点以上79点以下
銅賞	49点以下
6. [5]5.の規定により付与した賞は審査委員会の了承により決定し、理事長が授与する。

7. [4] 7. ③の規定により失格となった団体には努力賞を授与する。

[6] 規定違反に対する処分

1. 出場団体に [3] 1.、[3] 2. 又は [4] 3. の規定に違反する事実が認められた場合は、当該団体について参加停止とする。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。
2. 団体の演奏に [4] 1.、[4] 2.、[4] 5.、[4] 6. 又は [4] 9. の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。

[7] 東海吹奏楽コンクール出場団体の推薦

1. 上部大会の東海吹奏楽コンクールへ出場する団体の推薦は以下のとおりとする。
 - ① 各部門とも東海吹奏楽連盟の示す出場団体規定数の範囲内で金賞受賞団体の「評定点」の上位より選出し、審査委員会の信任を得て推薦団体として決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ② 前項の選出において選出団体数が東海吹奏楽連盟の示す出場団体規定数を超えた場合は、最下位で選出された団体について審査委員会が投票を行って推薦団体を決定し、理事長が出場権を授与する。審査委員会は投票で過半数の推薦票を獲得した団体を推薦団体として決定する。
 - ③ 金賞受賞団体数が東海吹奏楽連盟の示す出場団体規定数に満たない場合は、銀賞受賞団体の「評定点」の上位より選出して審査委員会が推薦の可否を審議し、推薦団体として決定した場合には理事長が出場権を授与する。

[8] 表彰

1. 表彰は授与する賞の公表及び賞状の授与によって行う。
2. 各団体に授与する賞、並びに東海吹奏楽コンクールの出場権を授与した団体は表彰式で発表する。
3. 審査カードは各団体への引き渡しにより公表し、各団体が得た「評定点」及び受賞した「賞」、並びに東海吹奏楽コンクールの出場権を授与した団体は表彰式終了後に掲示して公開する。なお、審査員氏名は公表する。

[9] その他

1. コンクール県大会本部門の参加に要する費用は参加団体の負担とする。
2. コンクール県大会本部門の運営方法は理事会が定める。
3. コンクール県大会本部門開催当日に不測の事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。
 - ① 審査及び表彰に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が審査委員会の意見を聴取して対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
 - ② 運営に関する不測の事態
理事長又は理事長が指名した者が対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。
4. この規定に定められていないコンクール県大会本部門実施上の細目については事務局会がその都度定める。